**平成２１年（フ）第３８６号**
長野県松本市大字笹賀7461番地２、前住所長野県松本市大字今井2457番地
債務者　三原　繁乃
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第４１１号**
長野県大町市大町3150番地５
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第４１９号**
長野県塩尻市大字広丘吉田896番地２　スカイハイツＢ202
債務者　草深　健志
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１号**
長野県松本市大字里山辺1423番地　西村荘ゆり
債務者　田口　清仁
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第２号**
長野県松本市梓川倭722番地３
債務者　上條　あい
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第３６２８号**
名古屋市中村区靖国町１丁目21番地　グレースシャインナカムラ101号
債務者　増田　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３７６３号**
名古屋市港区善進本町188番地　ラビデンス善進本町604号
債務者　髙橋　昇一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５０４号**
京都府向日市上植野町地田１番地の13　コーポ上植野102
債務者　羽根田照代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７４８号**
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地16―110
債務者　廣野　知彦
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７４９号**
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地16―110
債務者　廣野　伸子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２１６２号**
京都市山科区大塚北溝町34番地９
債務者　寺川左官店こと　寺川　俊一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２１９８号**
京都市南区上鳥羽苗代町43番地
債務者　道脇　隆蔵
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２２４０号**
京都市南区西九条開ケ町４番地
債務者　杉江　春代
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２２５８号**
京都府京田辺市大住女谷７番地56
債務者　高島　祐子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３３６号**
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮106番地　グレースＹＹＵ―30　205号
債務者　北原　裕一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３７２号**
京都市伏見区淀水垂町140番地７　センチュリー22　303、申立前の住所京都市伏見区淀樋爪町197番地の30
債務者　織田　佳樹
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３号**
兵庫県美方郡新温泉町丹土654番地の１
債務者　羽田　嘉嗣
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係